

オランダ王国

法令広報

2015年度

第388号

名古屋議定書の実施に関する規則を定めた 2015 年 9 月 30 日付法律（名古屋議定書実施法）

私、ウィレム・アレキサンダーは、神の恩寵により、オランダ国王にしてオラニエ・ナッサウ家王子等々である。

本書を目にし、耳にするすべての者へ。以下について周知されたい。

私は、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」を実施し、関連する欧州連合規則を施行するために、法的規則を設けることが必要であると考えている。

よって国務会議顧問部に諮問、議会と協議の上、本書にあるとおり承認し、法令を定める。

第 1 条

本法および本法に基づく規定においては、以下のとおり定義付けられる。

- 遺伝資源に関する欧州連合規則とは、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る、欧州連合の機能に関する条約の第 288 条に規定された規則を指し、なかでも特に 2014 年 4 月 16 日付け欧州議会及び理事会規則(EU)511/2014 である、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する規則（EU 官報 2014, 150）及びそれに基づく規則をいう。

- 名古屋議定書とは、2010 年 10 月 29 日に名古屋で締結された、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正か

原文タイトル：Wet van 30 september 2015, houdende regels ter implementatie van het Nagoya Protocol (Wet implementatie Nagoya Protocol)

原文リンク：

<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/dossier/34142/stb-2015-388?resultIndex=1&sorttype=1&sortorder=4>

（最終アクセス日：平成 28 年 4 月 8 日）

つ衡平な配分に関する名古屋議定書（条約集 2012, 16 および条約集 2012, 244）をいう。

- 担当大臣とは、経済大臣をいう。

第 2 条

1. 省令に規定された、遺伝資源に関する欧州連合規則の規定に違反することを禁ずる。

2. 省令で、遺伝資源に関する欧州連合規則の各項目の実施を目的とした、自由裁量の余地のない規則、又は申請や書類提出の方法に関する規則を制定する。

3. 政令で、又は政令に準じて、第 1 項と第 2 項を侵害することなく、名古屋議定書及び遺伝資源に関する欧州連合規則の実施を目的とした、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る規則を制定できる。

第 3 条

担当大臣は、名古屋議定書又は遺伝資源に関する欧州連合規則等に由来する条件や制限に応じて、第 2 条の規定又は第 2 条に準ずる規定の免責又は免除を認めることができる。

第 4 条

1. 担当大臣は、名古屋議定書第 13 条第 1 項に規定された、取得の機会及び利益の配分に係る国の窓口を指定する。

2. 担当大臣は、名古屋議定書第 13 条第 2 項に規定された、取得の機会及び利益の配分に係る国の所轄当局である。

3. 担当大臣は、遺伝資源に関する欧州連合規則の実施を担当する所轄当局であるが、これは同規則が所轄当局の指定を義務付けており、担当大臣が他に所轄当局を指定しない場合に限る。

4. 本法の規定又は本法に準ずる規定の履行を監督するのは、a. 担当大臣の決定で任命された官僚；b. 法務大臣が経済刑法第 17 条に拠り、本法において、又は本法に基づき処罰の対象とされる事実の捜査を命じた官僚。

5. 第4項 a に規定された決定は、官報に掲載されることで通知される。

第5条

担当大臣は、本法の規定又は本法に準ずる規定の施行を目的として、行政命令で刑を科す権限を持つ。

第6条

1. 刑事訴訟法第5条と第117条を侵害することなく、担当大臣は適用される遺伝資源に関する欧州連合規則に従い、本法の規定又は本法に準ずる規定に違反する利用者に関して、直ちに暫定措置を講ずることができる。これらの措置には、遺伝資源又はそこから開発された製品の保管や、以下を課す決定等がある。

- a. 遺伝資源又はそこから開発された製品の輸送、加工又は流通の禁止。
- b. 遺伝資源又はそこから開発された製品のさらなる利用の禁止。
- c. 遺伝資源又はそこから開発された製品の一時保管の義務。

d. 当該遺伝資源又はそこから開発された製品の所有者、又は推定所有者に、同資源が本法の規定又は本法に準ずる規定に従わずに入手された事実を、遅滞なくかつ有効な方法で通知する義務。

e. 当該遺伝資源を提供国に返送する義務。

f. 流通された当該遺伝資源又はそこから開発された製品を、回収又は一元的に保管する義務。

g. 当該遺伝資源を識別し、登録する義務。

2. 第1項に規定された措置に掛かる費用は、当該遺伝資源の取得又は利用の責任者、同所有者、又はこれらの者の一名又は複数名から委任を受けた代理人に課せられる。同者の指定した期間内に全額が支払われなかった場合、担当大臣は税務署発行の令状をもって、未払い額を徴収することができる。

3. 第1項に規定された決定は、条件又は制限付きで下されることがある。決定で課せられた義務事項には規則が伴うことがある。

4. 第1項に規定された決定に違反することを禁ずる。

第7条

1. 本条における違反とは、政令で指定された事例について、第2条の規定又は第2条に準ずる規定に反してデータを管理又は提供する行為をいう。
2. 担当大臣は、違反に関して違反者に過料を科することができる。
3. 政令で、違反または違反の区分に対して科すことのできる、過料の上限額に関する規則を制定する。
4. 第3項に基づいて規定される過料の上限額は、個人の違反については刑法第23条第4項規定の第一類に定められた額、また法人や会社の違反については刑法第23条第4項規定の第二類に定められた額である。
5. 違反の重大さや違反の行われた状況から必要と判断された場合、その違反は検察庁に送致される。
6. 第1項に規定された違反に関して、刑事訴訟法第257ba条に基づき、行政処分を科すことはできない。

第8条

経済刑法第1a条1°号に、アルファベット順で「名古屋議定書実施法第2条第1項」と記載される。

第9条

本法は、勅令において決定される時点で発効する。

第10条

本法は、「名古屋議定書実施法」として引用される。

本書が法令公報に掲載され、また本法に関係するすべての省庁、当局、市参議会、及び官僚が厳密に実施することを命じる。

ワッセナー (Wassenaar) にて、2015年9月30日に作成。

ウィレム・アレキサンダー (Willem-Alexander)

経済副大臣

S.A.M.ダイクスマ (Dijksema)

2015年11月3日付発行

法務大臣

G.A.ファン・デル・ストゥア (van der Steur)